

船橋市建築基準法第43条第2項第1号認定基準

第1 認定方針

- 1 建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定により国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」と認められるものについて、適用するものとする。また、認定にあたっては、必要に応じて条件を付することができる。
- 2 認定基準の第2.1に規定する道に接する敷地の建築物については、当該道を法第42条に規定する道路（以下「道路」という。）とみなして、法、建築基準法施行令（以下、「令」という。）、建築基準法施行規則、千葉県建築基準法施行条例（以下、「条例」という。）及び建築基準法施行細則を適用する。

第2 認定基準

法第43条第2項第1号の規定により認定する場合の基準は、次の各項に掲げるものとする。

なお、この基準に適合するものであっても、その計画が総合的な市街地の環境への影響について支障がないものでなければならない。

- 1 避難及び通行の安全上必要な道の基準は、下記のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
 - イ) 土地改良による道、港湾管理用の道。
 - ロ) 国、県、市等が管理し、将来にわたり道以外に使用しないことが確実なもの。
 - ハ) 学校用地等公共の敷地で一般の交通の用に供する道。
 - ニ) 道路と建築物の敷地との間にある河川や水路等（公共団体等が所有又は管理するものに限る。）に橋や蓋等が設けられている部分であって、当該部分が一般通行の用に供されているもの。また、河川や水路等の幅員が2m未満の場合は、占用許可をもって法第43条第1項に適合するものとみなす。
 - (2) 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。
- 2 その敷地が、前項に該当する幅員4m以上の道に2m以上接すること。
- 3 建築物の用途及び規模に関する基準は、下記のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 農道その他これに類する公共の用に供する道については、法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500㎡以内のもの（条例第6条第1号、第4号及び第5号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が当該各号に定める面積を超えるものを除く。）であること。
 - (2) 令第144条の4第1項各号に適合する道については、法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定をすることを原則とする。

附則

この基準は、平成30年10月22日から施行する。

附則

この基準は、令和5年12月13日から施行する。(一部改正)

附則

この基準は、令和6年3月11日から施行する。(一部改正)

附則

この基準は、令和6年11月21日から施行する。(一部改正)